平成２４年（再イ）第１７９号
埼玉県加須市久下２丁目38番地22
再生債務者　杉山　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１１号
岐阜県多治見市三笠町２丁目１番地　メゾンヒトワール507
再生債務者　田中ひとみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月10日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（再イ）第５７７号
大阪府枚方市山之上２丁目29番12号
再生債務者　下飼手　久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６２９号
大阪府吹田市春日４丁目２番１―411号
再生債務者　山本幸太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６３号
兵庫県加古郡播磨町二子258番地の８
再生債務者　大神　陽一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月９日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第５２号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地152
再生債務者　貞満　辰美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１２２号
仙台市若林区大和町３丁目４番18号　ティ・ロージェン205
再生債務者　濱田有佳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１３号
長野県伊那市西箕輪2072番地１　ひだまりハイツＢ棟
再生債務者　市原　由紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月10日　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（再イ）第７８号
広島市佐伯区利松１丁目10番42―101号
再生債務者　吉尾　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月10日
広島地方裁判所民事第４部

日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について

（平成二十五年三月二十九日文部科学大臣認可　二十四受文科高第三六三七号）

日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）の一部を次のように変更する。

第二十条第二項第二号中「第二十二条第三項」を「第二十二条第九項」に改める。

第二十六条第二項の表中「千分の七十七・二五」を「千分の八十六・四四」に、「千分の六十五・二二」を「千分の七十三・九」に、「千分の十・二五」を「千分の十・七四」に、「千分の六十七」を「千分の七十五・七」に、「千分の七十七・九五」を「千分の八十七・一四」に、「千分の六十七・七」を「千分の七十六・四」に改め、同条第三項の表中「千分の七十七・九五」を「千分の八十七・一四」に、「千分の六十五・二二」を「千分の七十三・九」に、「千分の十・二五」を「千分の十・七四」に、「千分の六十七」を「千分の七十五・七」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十五年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十五年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

平成二十五年四月二十三日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号
日本私立学校振興・共済事業団

型式適合認定に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第型 140 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成 25 年４月 23 日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成24年11月30日）
大和ハウス工業株式会社

型01Abaa0640140	型01Abaa0640150
型01Abba0640120	型01Abba0640121
型01Abba0640122	型01Abba0640123
型01Abba0640124	型01Abba0640125
型01Abba0640130	型01Abba0640139
型01Abba0640140	型01Abba0640142
型01Abba0640143	型01Abba0640150
型01Abca0640102	型01Abca0640103
型01Abca0640104	型01Abca0640105
型01Abca0640110	型01Abca0640119
型01Abca0640120	型01Abca0640121
型01Abca0640122	型01Abca0640123
型01Abca0640124	型01Abca0640125
型01Abca0640130	型01Abca0640139
型01Abca0640140	型01Abca0640142
型01Abca0640143	型01Abca0640150
型01Abab0640140	型01Abab0640150
型01Abbb0640120	型01Abbb0640121
型01Abbb0640122	型01Abbb0640123
型01Abbb0640124	型01Abbb0640125
型01Abbb0640130	型01Abbb0640139
型01Abbb0640140	型01Abbb0640142
型01Abbb0640143	型01Abbb0640150
型01Abcb0640120	型01Abcb0640121
型01Abcb0640122	型01Abcb0640123
型01Abcb0640124	型01Abcb0640125
型01Abcb0640130	型01Abcb0640139
型01Abcb0640140	型01Abcb0640142
型01Abcb0640143	型01Abcb0640150
型01Abac0640140	型01Abac0640150
型01Abbc0640120	型01Abbc0640121
型01Abbc0640122	型01Abbc0640123
型01Abbc0640124	型01Abbc0640125
型01Abbc0640130	型01Abbc0640139
型01Abbc0640140	型01Abbc0640142
型01Abbc0640143	型01Abbc0640150